

4 よくある質問 Q&A

主旨

Q.1 検認は何のために行うのですか？

A.1 加入者間の公平性を担保するため、健康保険法施行規則第50条に基づき被扶養者に認定されている方が、引き続き被扶養者資格を満たしているかを確認するものです。厚生労働省からも各健康保険組合において、毎年実施するよう指導されております。

【健康保険法施行規則第50条】(抜粋)

- 保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新または被扶養者に係る確認をすることができる
- 検認または更新を受けない被保険者証は、無効とする

【厚生労働省通知】(抜粋)

- 厚生労働省保険局長通知(保発第1029004号)
…被保険者証の検認については、保険給付の適正化の観点から、毎年実施すること
- 厚生労働省保険局課長通知(保発第1029005号)
…被保険者証の検認または更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること



所得証明書

Q.2 「所得証明書」はどこで取得できますか？

A.2 2023年1月1日現在「住民票」のある(あった)市区町村役場で取得してください。

市区町村役場の窓口等に行くことができない場合、郵送等による請求が可能な場合もありますので、市区町村役場へお問い合わせください。

Q.3 「所得証明書」は何年分のものを添付すればよいですか？

A.3 令和5年度「所得証明書」(2022年1月～12月の収入を証明したものを)を添付してください。

Q.4 「所得証明書」は学生や無収入の場合でも添付するのですか？

A.4 無収入の方も必要です。

「確認調書」に記載されている被扶養者全員分の添付をお願いします。収入の無い方の場合「非課税証明書」しか発行できないという市区町村もありますので、その場合は「非課税証明書」でも構いません。

年金

Q.5 「年金振込通知書(ハガキ)」をなくしてしまったのですが、その場合はどうなるのですか？

A.5 再発行を依頼してください。

「年金振込通知書(ハガキ)」や「年金証書」等を紛失している場合は、日本年金機構(私的年金の場合は各発行元)等に再発行を依頼し、必ず添付してください。

その他

Q.6 被扶養者が、2023年4月から就職していますが、「確認調書」に記載がありました。取消手続は必要ですか？

A.6 取消手続が必要ですので、速やかに手続をしてください。

詳しくはP6.「5被扶養者の資格を満たさなくなった場合の取消手続について」の①をご参照いただき、至急取消手続をお願いします。

Q.7 私の妻は、2022年10月31日に退職して無職となったため、退職の翌日11月1日より私の被扶養者になっています。「所得証明書」の給与収入を確認したところ、2022年中の在職期間の給与収入(130万円超)が記載されていましたが、取消手続は必要ですか？

A.7 取消手続は不要です。

「所得証明書」に記載されている収入のうち、被扶養者認定前の収入であることが確認できたものは、検認時の対象収入とはしないため、取消手続は不要です。今後、パート等を開始してから向こう1年の収入見込(交通費を含む)が130万円を超える場合(60歳以上または障害年金受給の場合は180万円以上)取消手続が必要です。

Q.8 2023年1月1日時点で、海外に居住している(していた)ため、「所得証明書」の発行ができない場合、何を添付すればよいですか？

A.8 海外への転出日または海外から日本国内への転入日が確認できる書類^{*}を添付してください。

2023年8月1日以降に発行された「除票住民票」、「住民票」等を添付してください。

^{*}2023年1月1日時点で日本国内に住民登録をしていない(していなかった)ことが確認できる状態のもの。

Q.9 検認に必要な書類(確認調書や添付書類等)を提出しなかったらどうなりますか？

A.9 検認対象者(被扶養者)に関する必要書類の提出がなされない場合は、被扶養者の資格確認ができないため、2023年12月1日(検認完了日)で該当する被扶養者(家族等)の健康保険の資格が喪失となり、保険証の使用が出来なくなります。

※2023年12月1日以降、速やかに「資格取り消し申請書」と「保険証」を会社を通じて、当健保に送付していただきます。